

運用力強化に係る取組の進捗状況について

令和7年7月

運用力強化に係る主な取組の進捗状況(概要)

- 「運用力強化の取組方針」に記載されている取組のうち、主な取組の令和6年度における進捗状況については以下のとおり。

(1) 地共連の運用力強化

① 運用方法・業務運営



● 運用の高度化の推進

- きめ細かくリバランスを実施し、ポートフォリオを適切に管理(令和6年度資産配分による厚年積立金におけるプラス効果+6bps)
- マネジャー・エントリー制の活用や定量評価と定性評価を合わせた年次の総合的な評価に基づき、委託運用ファンドを入替
(採用:外国株式2プロダクト、解約:国内株式1プロダクト、外国株式3プロダクト)
- オルタナティブ資産の残高について、4,429億円<令和6年度末(令和5年度末比+724億円)>に増加
 - ▶ 海外PE、海外PD、海外インフラSMAにおいてファンドを新規採用
 - ▶ 国内不動産及び海外インフラSMAにおいて既存ファンドに追加コミットメントを実施

● 運用ルールの改正

- 運用プロダクトの募集の際のエントリー要件において、運用機関の運用資産残高や提案プロダクトの運用年数についての数値基準を撤廃

② 非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動



- ESGファンドについて、国内株式1兆3,746億円(6プロダクト)、外国株式1,567億円(2プロダクト)を運用
国内債券の自家運用において、ESG債を246億円(簿価)保有
- スチュワードシップ活動について、運用受託機関の取組の「質」に重点を置いたモニタリングを行い、優れた取組事例を周知
- PRIへの署名を実施(令和6年5月)

③ 情報発信の強化



- 運用報告書や四半期報告書の内容を工夫し、わかりやすさを向上
- 組合員等を対象とした全国説明会(4か所)や説明内容の録画配信を実施

運用力強化に係る主な取組の進捗状況(概要)

- 「運用力強化の取組方針」に記載されている取組のうち、主な取組の令和6年度における進捗状況については以下のとおり。

(2) 地共済全体の協力・連携の推進

① 運用状況の管理



- 地共済全体及び各組合等の運用状況の分析、リスク指標のモニタリング等の充実に向けた準備
 - ▶ 令和7年度以降、CIO及び運用リスク管理監の専門的知見を活用し、各組合等をサポート

② 組合等との連携



- 基本ポートフォリオの見直しに係る連絡調整、有識者によるコーポレートガバナンスに関する勉強会の開催等、積極的な情報共有を実施

(3) 運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

① 組織体制の整備



- 令和7年4月より、
- CIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)として、投資統括部長を設置
 - 運用部門から独立した運用リスク管理監の設置とリスク管理体制の強化
 - ESG・スチュワードシップ推進室を創設

② 人員・業務執行体制の充実



- 取組方針を実行するために必要な人員の確保
- 令和7年度以降に向けて、データ処理業務効率化・システム改善に係る調査研究を検討

(注) 組織関係は令和7年4月1日時点の状況を反映

【参考】運用力強化の取組方針(概要)

- 地共連は、組合員等の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に年金積立金の運用を行っている。
- 制度的な要請、組合員等に対する受託者責任を前提としながら、社会経済環境の変化や、アセットオーナーに求められる役割等を踏まえ、不断に運用力強化・体制の充実を検討し、取り組む。
- 地共済の組合等の業務の適正かつ円滑な運営に資するよう、運用状況の管理の充実、連携の強化を図る。

(1) 地共連の運用力強化

①運用方法・業務運営



- ポートフォリオの適切な管理
- 新興運用業者を含めた優良な運用機関の選定・管理等
- オルタナティブ投資の推進
- 運用リスク管理の高度化

②非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動



- 長期的な投資収益の拡大に資する、非財務的要素（ESGやインパクト）を考慮した投資・スチュワードシップ活動の推進

③情報発信の強化



- 組合員等への更なる理解促進
- 運用機関等とのリレーションの構築

(2) 地共済全体の協力・連携の推進

①運用状況の管理



- 地共済全体及び各組合等の運用状況の分析、リスク指標のモニタリング等の充実

②組合等との連携



- 運用実務に関する知見・能力の向上に繋がる研修やノウハウの共有

+

(3) 運用力強化の基盤となる組織・人員の体制整備等

①組織体制の整備



- CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）の設置
- 非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動等の専門部署の創設
- 運用部門と独立したリスク管理部門の再配置

②人員・業務執行体制の充実



- 取組方針を実現するための人員の確保
- 計画的な人材育成
- デジタル化などによる効率的・効果的な業務執行
- コンプライアンスや法務機能の強化

用語集

○ リバランス

基本ポートフォリオで定めた資産構成割合と、実際のポートフォリオの乖離状況を調整するため、資産の売買等を行うことです。

○ 基本ポートフォリオ

必要となる運用利回りを最低限のリスクで確保するように、長期的な観点から定めた各資産の構成割合です。

○ マネジャー・エントリー制

ファンド選定のために、運用受託機関からファンドの登録(エントリー)を随時受け付ける仕組みのことです。

○ オルタナティブ資産

株式や債券といった伝統的資産とリスク・リターン等の特性が異なる資産です。不動産、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ、プライベート・デットなどがあります。

○ PE(プライベート・エクイティ)

主に未上場企業への株式投資のことです。運用会社が投資先企業の企業価値を向上させることでリターン獲得を目指します。

○ PD(プライベート・デット)

銀行以外のファンド等による貸付金(ローン)のことです。主に中堅規模の未上場企業に貸付けを行います。

○ SMA(セパレート・マネージド・アカウント)

投資家固有の希望する運用方針に従って、複数のファンドを一括して運用・管理する専用口座のことです。

○ ESG

環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の略称です。

○ スチュワードシップ活動

機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

○ PRI(Principles for Responsible Investment)

機関投資家等が投資行動等において、ESG(環境、社会、ガバナンス)課題を考慮することを求める国際的な原則のことです。